

所 福 総 第 451 号
平成 19 年 12 月 28 日

(写)

代表監査委員 阿部武志様

所沢市長 当摩好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 19 年 12 月 3 日付け所監第 66 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	保健福祉部 福祉総務課
〔監査結果の内容〕	
(1) 寄附の申し込みについては、寄附受け入れ決定の決裁がなされておらず、受け入れ報告の文書だけとなっているものが見受けられたので、規程に沿って適正に処理されたい。	
〔講じた措置の内容〕	
寄附受け入れ決定の決裁のないものについては、所沢市事務決裁規程どおり是正いたしました。今後は、適正に処理してまいります。	

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	保健福祉部 高齢者支援課（うしぬま荘）
〔監査結果の内容〕	
(2) 個人所有のパソコンについては、最高情報統括責任者からの通知に示されているとおり、使用しないよう周知徹底されたい。	
〔講じた措置の内容〕	
個人所有のパソコンについては、使用しないよう各施設担当者宛文書にて通知し、その後も施設巡回時等において指導を継続しています。	